

駐車場使用申込書

埼玉県住宅供給公社 理事長様

申 込 情 報	駐車場名称	<small>(公社チェック欄)</small>		申込日	年 月 日	
				希望区画		
	車両情報 ※自動車検査証及び 自動車検査証記録事項を 確認の上、記入すること。	車名	(メーカー)	(車種)		
		登録番号				
		車台番号				
		サイズ	全高	mm	全幅	mm
全長	mm		重量	kg		
	有効期限の満了する日	年 月 日				
使用開始希望日		年 月 日				
		※実際の使用開始日については後日調整となります。ご希望に添えない場合もございます。				
主な使用者						
契約者との続柄						
連絡の取れる電話番号						

【個人契約の場合】

申 込 者 (契 約 予 定 者)	現住所					
	フリガナ		生年月日			
	氏名		年 月 日			
	電話番号					
	メールアドレス					
	勤 務 先	フリガナ				
		名称				
		住所				
電話番号						

【法人契約の場合】

申 込 者 (契 約 予 定 者)	法人所在地				
	フリガナ				
	法人名				
	連絡先				
	メールアドレス				
	担当部署				
	担当者				
従 業 員 の 情 報	フリガナ		生年月日		
	氏名		年 月 日		
	電話番号				
	メールアドレス				

※個人情報の利用目的等について

この申込書は、当社が当該駐車場を適正に管理するために利用させていただくもので、第三者に提供することはいたしません。

提出いただいた書類は、公社が責任もって厳重に保管します。

提出先：埼玉県住宅供給公社 公営住宅部県営住宅課（駐車場担当） 330-8516 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号

駐車場使用申込みについての確認事項

1 駐車場区画

申込み前に、担当部署（県営住宅課 駐車場担当 048-829-2864）に駐車場の空き区画をご確認ください。

配置図は公社ホームページ (<https://www.saijk.or.jp/lookingfor/parking/list/>) で確認することができます。

2 申込み方法

駐車場使用申込書に必要事項を記入し、次の必要書類を添えて、以下の書類送付先までお送りください。

■必要書類

- ・ 駐車場契約予定者の身分証明書の写し（両面）
（身分証明書：自動車運転免許証、健康保険証、パスポート）
- ・ 駐車予定車両の自動車検査証の写し
- ・ 駐車予定車両の自動車検査証記録事項の写し
- ・ 駐車場使用予定者の自動車運転免許の写し（両面）※契約予定者と異なる場合に必要

書類送付先 330-8516

さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号

埼玉県住宅供給公社 公営住宅部 県営住宅課（駐車場担当） 行

3 車両のサイズ

車両のサイズは自動車検査証から転記してください。

新規購入等でまだ駐車予定の車両が無い場合には、必ず購入先等でサイズを確認してから申込みをしてください。

※駐車場を利用できる車両は、次のサイズ内に収まる大きさの車両に限ります。

全 長	500cm 以下
全 幅	185cm 以下
全 高	200cm 以下

サイズ制限を超える車両やサイズ制限内であっても収容できない車両については、駐車場の契約及び使用承諾証明書の発行はできません。

4 使用料の支払い方法

原則、毎月1回の口座振替にて使用料をお支払いいただきます。

なお、取扱い金融機関には指定がありますので、事前にご確認ください。

法人契約の場合、支払い方法については事前にご確認ください。

5 申込みから契約開始まで

- (1) 駐車場の空き状況をご確認ください。
- (2) 駐車場使用申込書、及び必要書類をお送りください。
- (3) 書類が到着後、公社で内容の確認を致します。
- (4) 書類等に不備などが無く、契約手続きに進むことができる場合には、契約者宛てに駐車場賃貸借契約書や口座振替依頼書等の書類をお送りします。
- (5) 契約書類の記入や返送、及び口座振替手続き、使用料の支払いをお願いいたします。
- (6) 各書類や手続き、及び使用料（並びに保証金）の支払いが期日までに完了しましたら、契約開始日から駐車場区画をご使用いただけます。
※契約開始日はご希望に添えないことがございます。ご了承ください。
※手続き完了が確認できるまでは契約開始となりません。

6 その他

- (1) 近隣に居住していない方は駐車場の契約ができません。
- (2) 車検切れの車両を駐車することはできません。
- (3) 契約車両以外の車両を駐車することはできません。
- (4) 駐車場敷地内での空ぶかし、騒音、ごみの投棄や集会、その他公序良俗に反する行為は禁止です。
- (5) 天災、火災及び駐車場を常時監視しないことによって生ずる盗難等、並びにその他の被害について、公社はその責を負いません。
- (6) 駐車場敷地内における、車両の接触、衝突、人的事故等について、公社はその責を負いません。
- (7) 駐車する車両や契約情報等、契約内容に変更があった場合は速やかに公社に連絡をしてください。